

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は、昭和十八年五月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改

正の件公布 (昭和十八年五月二十日)

第四條第二項中「女子高等師範學校」ノ下ニ「師範學校」ヲ加フ

厚生省職員共濟組合規則中改正の件

等の公布

厚生省職員共濟組合規則中改正の件、厚生省職員共濟組合規則施行規程中改正の件及厚生省職員共濟組合規則第二十四條第二項但書の規定に依る疾病又は負傷の告示は昭和十八年五月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

厚生省職員共濟組合規則中改正ノ件

(昭和十八年五月十六日)

第三條第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ第四號ヲ第一號トシテ第五號ヲ第四號トス
二 本省局長

第八條中「國民職業指導所ヲ除ク以下之ニ同ジ」ヲ削リ同條第一號中「召集」ヲ「徵集」ニ改メ第一號ヲ左ノ如ク改ム
二 嘴託員ニシテ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者

第八條ノ二 厚生部内ニ屬スル奉任官 同待遇者及嘱託員ニシテ俸給又ハ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者ハ組合令第二條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ承認ヲ得

一以上ノ同意アルヲ要ス

第九條中「前條ノ」ヲ「第八條ノ」ニ、「前條」ヲ「本令第八條ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ノ規定ニ依ル職員ハ厚生大臣ノ承認アリタルヨリ組合員ト爲ルモノトス但シ厚生大臣ノ承認アリタル日後ニ於テ前條ノ職員ト爲リタル者ハ其ノ職員ト爲リタル日ヨリ組合員ト爲ルモノトス

第十條第一項第四號中「高等官又ハ同待遇者(主事タル高等官ノ待遇ヲ受ク者ヲ除ク)」ヲ「勅任官又ハ同待遇者」ニ、第五號中「組合令第一條但書及本令第八條但書」ヲ「組合令第一條但書(本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ノ二ヲ除ク)」及本令第八條但書(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ヲ除ク)ニ改メ同條同項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ付テハ其ノ四分ノ三以上ノ同意ニ依ル脱退ノ意思表示アリタル場合ニ於テ厚生大臣之ヲ承認シタル日

第十一條中「第八條ノ」ヲ「組合員タルベキ」ニ改ム

第十八條中第一項中「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ一二・五、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十」ヲ「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十四、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ二十)」ニ改メ同

組合員タル資格ニ變更アリタル場合ニ於テハ其ノ翌月分ヨリ掛金ヲ改定ス但シ其ノ變更が月ノ初日ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條第一項中「第十三條ノ療養費」ヲ「第十三條ノ療養費及第十四條ノ家族療養費」ニ、「入院」ヲ「病院又ハ診療所ヘノ收容」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ガ必要ト認メタル場合ニ限ル但シ第四號ノ療養ニ付厚生大臣ノ定ムル疾病又ハ負傷ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第二十八條 療養ニ要スル費用ノ算定方法、療養ニ要スル費用ヨリ控除スル額、療養費ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十九條中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改ム

第三十四條第一項中「職員健康保險」ヲ削ル

第四十一條ノ二 組合令第三十一條ノ命令ヲ以テ定ムル者トハ本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員トス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前三交付シタル組合員證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨げズ

本令第八條ノ二ノ規定ニ依リ組合員ト爲リタル者ハ組合令第十四條第一項及同令第二十三條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ組合加入前引續キ在官又ハ在職シタル期間組合員タリシモノト看做ス

厚生省職員共済組合員證

(表紙内面)

注意事項

- 一 組合醫に就き診療を受けるときは必ず此の證を組合醫に提出して必要事項の記載を受けて下さい。
- 二 同一の疾病又は負傷については受診開始から六月を過ぎるとその後の療養は受けられません然し結核性疾患のときは一年迄延長して受けられます。
- 三 組合薬剤師から薬剤の支給を受けるときは組合醫に處方箋を書いてもらひこれを組合薬剤師に提出して下さい。
- 四 療養を受け又は薬剤の支給を受けたときは其の都度自己の負擔分だけの金を其の組合醫又は組合薬剤師に支拂つて下さい。
- 五 組合員の資格がなくなつたときは遅滞なく此の證を部局長に返して下さい。此の證の記載欄に餘白がなくなつたり此の證を毀損し又は滅失したときは直に其の旨を届出でて再交付を受けて下さい。
- 七 此の證の一頁の記載事項に變更があつた場合には直に部局長に差出して訂正を受けて下さい。
- 八 六月以上組合員である者の被扶養者が診療を受けるときは部局長に申出で家族診療券の交付を受けて下さい。

(二頁乃至五頁)

療養記録					
傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考	認印
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			

番號	組合員 ノ氏名	男女
	生年月日	年月日
	加入年月日	昭和年月日
部 局	名稱	
	所在地	
昭和年月日交付		
厚生省職員共済組合印		

備考 [別掲様式参照]

三一

一 本證ハ縦約十三粂横約九粂ノ大サトシ左綴ト爲
スペシ

二 組合員が男子ナルトキハ「一頁ノ「男女」欄ノ「女」
ノ文字ヲ、女子ナルトキハ其ノ「男」ノ文字ヲ抹消
スペシ

三 「療養記錄」欄ハ之ヲ二面設ケ二頁ヲ以テ一面ト
スベシ

四 「療養記錄」欄ノ事項ハ組合醫又ハ組合藥劑師ニ
於テ之ヲ記載スルモノトス但シ組合醫又ハ組合藥
劑師以外ノ者ニ就キ受ケタル療養ニ付テハ部局ニ
於テ之ヲ記載スルモノトス

五 「療養記錄」欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
イ 歯ニ付療養ヲ爲シタル場合ニ於テハ患齒ノ部
位ヲモ「傷病名」欄ニ記載スペシ
ロ 「開始日」欄ニハ療養ヲ開始シタル年月日ヲ記
載スペシ

ハ 「終了日」欄ニハ治癒、期間満了又ハ死亡ニ因
リ療養ヲ終リタル年月日ヲ記載スペシ

ニ 「終了事由」欄ニハ治癒、期間満了、轉醫、死
亡等ノ別ヲ記載スペシ

ホ 結核性疾病ニ付組合令第十七條第一項ノ期間
ヲ超エテ療養ヲ爲スニ至リタルトキハ「備考」欄
ニ何年何月何日ヨリ延長給付ナル旨ヲ記載スペ
シ

八 「認印」欄ニハ當該事項ノ記載ヲ爲シタル組合

醫又ハ組合藥劑師ニ於テ捺印スペシ但シ組合醫
又ハ組合藥劑師以外ノ者ニ就キ受ケタル療養ニ
付療養費ヲ支給スル場合ニ於テハ部局ノ係員捺
印スペシ

ト 組合醫又ハ組合藥劑師以外ノ者ニ就キ受ケタ
ル療養ニ在リテハ其ノ旨ヲ「備考欄」ニ記載スベ
シ

シ 「組合員證」再交付スル場合ニ於テ其ノ組合員又
ハ組合員タリシ者ガ現ニ療養ヲ受クルトキハ其ノ
傷病名及其ノ傷病ニ付療養ヲ開始シタル年月日其
ノ他必要ナル事項ヲ部局ニ於テ記載スペシ

七 組合令第九條ノ規定ニ依ル繼續給付ニ付届出ア
リタルトキハ部局長ハ部局ノ名稱、所在地ヲ抹消
シ且一頁ノ餘白ニ繼續シテ給付ヲ受クルコトヲ得
ル旨及繼續受給期間ヲ朱書シテ返付スペシ

八 「前條中「前條ノ翠帳」ヲ「組合員臺帳及被扶養者調書」
ニ改ム

九 第十一條ノ二 組合員又ハ其ノ被扶養者ハ組合ノ指定
シタル醫師、歯科醫師(以下組合醫ト稱ス)又ハ藥劑
師(以下組合藥劑師ト稱ス)ニ就キ療養ヲ受クベシ但
シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十 第十一條ノ三 組合員ハ組合令第十四條ノ療養ヲ受ケ
ントスルトキハ部局長ニ申出デ家族診療券ノ交付ヲ
受クベシ

十一 前項ノ申出アリタルトキハ部局長ハ別記様式ニ依ル
家族診療券ヲ交付スペシ

十二 部局長ハ前項ノ家族診療券ヲ交付シタルトキハ被扶
養者調書ニ診療券交付年月日其ノ他必要事項ヲ記載
スベシ

十三 第十二條第一項中「組合ノ指定シタル醫師又ハ歯科醫
師(以下組合醫ト稱ス)」ヲ「組合醫」ニ、「提示」ヲ「提出」
ニ改メ「其ノ都度」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

部局長ニ届出ズベシ

第二條ノ三 部局長ハ被扶養者調書ヲ編綴シ前條第二
項ノ届出アリタル都度之ヲ整理スペシ部局長ニ於テ

前條第一項ノ記載事項ニ變更アリタルコトヲ知リタ
ルトキ亦同ジ

第十二條ノ四 部局長ハ組合員ガ他ノ部局ニ轉ジタルト
キハ組合員臺帳及被扶養者調書ヲ新部局長ニ轉送ス
ルベシ

第十二條ノ五 部局長ハ組合員ガ他ノ部局ニ轉ジタルト
キハ組合員臺帳及被扶養者調書ヲ新部局長ニ轉送ス
ルベシ

第十二條ノ六 部局長ハ被扶養者調書ヲ編綴シ前條第二
項ノ届出アリタル都度之ヲ整理スペシ部局長ニ於テ

前條第一項ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度之ヲ
削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

厚生省職員共濟組合規則施行規程
中改正ノ件 (昭和十八年五月六日)
(厚生省訓令第八號)

第二條第二項ヲ削ル

第三條ノ二 組合員ハ被扶養者ヲ有スルトキ又ハ有ス
ルニ至リタルトキハ被扶養者ノ職業、住所、氏名、
年月日及組合員トノ續柄ヲ記載シタル被扶養者調
書ヲ部局長ニ提出スペシ

第四條ノ二 組合員ハ前項ノ家族診療券ヲ交付シタルトキハ被扶
養者調書ニ診療券交付年月日其ノ他必要事項ヲ記載
スベシ

第五條ノ二 組合員ハ前項ノ家族診療券ヲ交付シタルトキハ被扶
養者調書ニ診療券交付年月日其ノ他必要事項ヲ記載
スベシ

第六條ノ二 組合員ハ前項ノ家族診療券ヲ交付シタルトキハ被扶
養者調書ニ診療券交付年月日其ノ他必要事項ヲ記載
スベシ

組合員ガ組合薬剤師ニ就キ薬剤ノ支給ヲ受ケントス
ルトキハ組合醫ニ申出デ處方箋ノ交付ヲ受ケ組合藥

劑師ニ之ヲ提出スベシ

第十三條由「組合員」ヲ「被扶養者」ニ、「部局長」ノ承認書及「承認書」ヲ「家族診療券」ニ改メ「被扶養者」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條第二項ノ規定ハ被扶養者ガ組合薬剤師ニ就キ薬剤ノ支給ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改ム

組合員又ハ其ノ被扶養者ガ組合醫又ハ組合薬剤師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ組合ハ其ノ組合員

又ハ被扶養者ガ當該組合醫又ハ組合薬剤師ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付療養費又ハ家族療養費トシテ組合員ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ組合員又ハ被扶養者ニ代リ當該組合醫又ハ組合薬剤

師ニ對シ之ヲ支拂フモノトス

第十五條第一項中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改メ「申請書」ノ下ニ「各月分ニ付翌月十日迄ニ」ヲ加ヘ同條第二項中「並組合員證」ヲ「及組合員證又ハ家族診療券」ニ改ム

第十六條第一項第二號ヲ第三號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 療養ヲ受ケントスル者被扶養者ナル場合ニ於テハ被扶養者ノ氏名 生年月及組合員トノ續柄

同條第二項各號ヲ左ノ如ク改ム

一 療養ヲ必要ト認ムル事由
二 病院又ハ診療所ヘノ收容ノ場合ニ在リテハ收容

ノ期間

彙報

三 看護ノ場合ニ在リテハ看護ノ期間

別記様式

第十七條 削除

第十九條 組合令第九條又ハ第十四條第二項ノ規定ニ依リ疾病又ハ負傷ニ關シ繼續シテ療養ヲ受ケントスルトキハ組合員ハ組合員證ト共ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル届書ヲ逕滞ナク部局長ニ提出スベシ

第十八條 削除

二 療養ヲ受ケントスル者被扶養者ナル場合ニ於テハ被扶養者ノ氏名及組合員トノ續柄

三 組合脱退ノ年月日

四 組合脱退ノ際療養ヲ爲シタル者ノ氏名及住所前項ノ規定ニ依リ組合員證ノ提出アリタル場合ニ於テ療養ヲ受ケントスル者組合員ナルトキハ部局長ハ之ニ繼續シテ給付ヲ受クルコトヲ得ル旨及繼續受給期間ヲ記載シ組合員ニ返付スベシ

第二十條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 組合員ガ病院又ハ診療所ヘ收容セラレタルモノナルトキハ其ノ病院又ハ診療所ノ名稱、所在地、收容年月日及期間並被扶養者アルトキハ其ノ氏名 生年月及組合員トノ續柄

第二十三條中「分娩費」ヲ「分娩費又ハ配偶者分娩費」ニ改メ第二號ヲ第三號、第三號ヲ第四號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 分娩シタル者配偶者ナルトキハ配偶者ノ氏名及

備考

第 號		厚生省職員共濟組合家族診療券			
組合員證ノ番號		組合員ノ種別		甲	乙
組合員ノ氏名	組合員ト爲リタル月	昭和年月日	組合員ノ勤務稱	同所在地	
療養ヲ受ケントスル被扶養者	氏名		職業		
	生年月日		組合員トノ續柄		男 女
備考					
所在地				團 部 局 長	
昭和年月日交付					

一 「第 號」ニハ交付番號ヲ附スベシ

二 組合員ガ甲種ナルトキハ「組合員ノ種別」欄ノ

〔乙〕ノ文字ヲ、乙種ナルトキハ其ノ「甲」ノ文字ヲ

抹消スベシ

本規程ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

附 則

III

三 被扶養者ガ男子ナルトキハ「男女」欄ノ「女」ノ文字ヲ抹消スベ
字ヲ、女子ナルトキハ其ノ「男」ノ文字ヲ抹消スベ
シ

興亞鍊成所規程の公布

興亞鍊成所規程は昭和十八年五月四日付官報を以て左の如く公布せられた。

興亞鍊成所規程

(昭和十八年五月四日)
大東亞省令第十七號

第一條 興亞鍊成所ニ入所シ鍊成ヲ受クル者ハ興亞鍊成所生(以下所生ト稱ス)ト稱ス

第二條 所生ノ定員ハ大東亞大臣之ヲ定ム

第三條 興亞鍊成所ノ鍊成期間ハ十三ヶ月トス

第四條 興亞鍊成所ノ鍊成綱領ハ大東亞大臣之ヲ定ム

第五條 興亞鍊成所ニ入所スヘキ者ハ専門學校卒業程度以上ノ學力ヲ有シ官衙、學校、會社又ハ團體ノ長ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ選定ス

第六條 所生ニハ別ニ定ムル所ニ依リ食費及旅費等ヲ給シ鍊成ニ必要ナル被服及物品ノ一部ヲ貸與ス

第七條 所長ハ所生ニシテ疾病其ノ他事故ニ因リ不適當ト認ムル者アルトキハ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ退所セシムルコトヲ得

第八條 所生ニシテ所定ノ鍊成ヲ修了シタル者ニ對シテハ所長鍊成證書ヲ授與ス

第九條 本規程ニ定ムルモノノ外所生鍊成上必要ナル事項ハ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年閣令第八號ハ之ヲ廢止ス
〔參照〕
昭和十六年十一月二日閣令第八號ハ從前ノ同規程ナリ

昭和十八年法律第二十一號農業保險法中改正法律施行期日の件公布

昭和十八年法律第二十一號農業保險

行期日の件は、昭和十八年五月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

昭和十八年法律第二十一號農業保 險法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十八年五月十三日)
勅令第四百四十四號

昭和十八年法律第二十一號ハ昭和十八年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

農業保險法施行令中改正ノ件公布

農業保險法施行令中改正ノ件

(昭和十八年五月十三日)
勅令第四百五十五號

農業保險法施行令中改正の件は、昭和十八年五月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

第五條ノ二 農業保險組合ノ保險金額ハ左ノ各號ニ掲
一 水稻ニ在リテハ段當三十圓
二 桑葉ニ在リテハ段當三十五圓
三 麦ニ在リテハ段當二十五圓
四 水稻ヲ耕作スル小作地ノ小作料ニ在リテハ段當
當三十五圓
第五條ノ三 農業保險法第五十六條第一項ノ規定ニ依
ル農業保險ノ保險料國庫負擔金ノ額ハ農業保險組合
ノ組合員ガ第一條ノ農作物ノ收穫上ノ損失ニ關スル
共濟責任ヲ保險ニ付スル爲支拂フベキ保險料中左ノ
各號ニ掲タル金額トス
一 純保險料ニ付テハ別表第一號ニ依リ算出シタル
金額
二 附加保險料ニ付テハ別表第二號ニ依リ算出シタ
ル金額ヲ基準トシテ農林大臣ノ定ムル金額
第五條ノ四 農業保險法第五十六條第二項ノ規定ニ依
ル日本蠶絲統制株式會社ノ負擔金ノ額ハ農業保險組
合ノ組合員ガ桑葉ノ收穫上ノ損失ニ關スル共濟責任
ヲ保險ニ付スル爲支拂フベキ純保險料ニ付別表第三
號ニ依リ算出シタル金額トス
第六條 國庫ハ農林大臣ノ指定スル地區ニ於テ農業保
險組合ガ農業保險法第三十六條第一項ノ規定ニ依リ
水稻ノ冷害ニ付組合員ニ對シ共濟金ノ交付ヲ爲ス事
〔並ニ保険スベキ共濟責任ヲ加フ〕